

山口市空き家活用事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 山口市空き家活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口市空き家活用事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費の取扱い)

第2条 要綱別表2に掲げる補助対象経費の取扱いについては、要綱に定めるものほか、次に定めるところによる。

① 改修事業

補助対象経費	取扱内容
技術指導者旅費	補助対象事業実施に当たり必要となる国内旅費（交通費・宿泊費）の実費。（技術者等の専門家の招致にかかるものに限る）
資材費	申請者自ら施工する場合の材料購入費。交流事業において、ワークショップ等として補助対象物件の改修を行う場合に必要な材料購入費についても、当費目で整理すること。
改修工事費	補助対象物件の改修にかかる経費。 改修工事については ① 給排水、電気及びガスの設備の改修 ② 内装の改修（壁紙、床の仕上げ等） ③ 外装の改修（屋根、外壁等） ④ 耐震性を向上させる工事（土台や柱等の修繕等） ⑤ 交流事業を実施する上で必要となる造作工事 ⑥ 交流事業を実施する上で必要となる外構工事 ⑦ その他 の項目ごとに補助対象経費を整理すること。

② 交流事業

消耗品費	使用可能期間が1年未満、又は取得価額が10万円未満（税抜）のものとし、交流事業に必要なものののみを補助対象経費とする。
施設等借上料	補助対象となる交流事業を実施する際に必要な会場、機器、装置等の使用料に対する経費。
通信運搬費	電話料、インターネット使用料等については、補助対象事業にかかるものであることが明確に区分できる場合のみ補助対象経費とする。

(財産処分)

第3条 要綱第19条第4項における市に対する納付額は、次の計算方法によるものとする。

$$E = (A - B) \times (D / C)$$

A 当該財産を処分したことにより得た収入。ただし、目的外使用する場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）」に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。

- B 補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用
- C 当該処分財産に係る補助対象経費
- D Cに対する当該補助金の確定額
- E 市への納付額

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第4条 事業計画書における収支予算書の算定にあたっては、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定するものとする。

(認定申請書の提出期間)

第5条 要綱第7条における山口市空き家活用事業認定申請書の提出期間は応募要領で定める。

(他の補助金の重複受給)

第6条 同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金等を重複して受給することはできないものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。